

# 「愛川町立体育施設条例」の一部改正（愛川東中学校に隣接する町立体育館の廃止）について

## 1. 条例改正に至った経緯

愛川東中学校に隣接する町立体育館については、社会体育の向上を目的として、昭和37年度に建設以来、現在までの46年間、室内スポーツやレクリエーション活動の拠点として、また、学校における体育授業や部活動の施設として、大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、この間、年月の経過に伴う施設の老朽化や、周辺への住宅の密集化など、施設を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

また、本町では、社会体育活動の進展に伴うスポーツ人口の増加などに対応するため、坂本体育館や半原公民館体育室、体育館としても利用できる農村環境改善センター多目的ホールのほか、昭和62年度には第1号公園体育館を建設するなど、体育施設の整備・充実を図るとともに、昭和62年度末には、学校教育における体育施設の充実を図るため愛川東中学校に体育館を新設いたしました。

このようなことから、町立体育館にあっては、その役割が大幅に縮小するとともに、施設の老朽化が著しく、使用出来なくなりましたことから、愛川町立体育施設条例の一部を改正し、町立体育館を廃止するものです。

## 2. 主な改正事項

「愛川町立体育施設条例」から「愛川町立体育館」に係る規定を削除するもの（愛川町立体育館を廃止するもの）

## 3. 条例の新旧対照表

別添のとおり

## 4. 施行について

平成21年4月1日

## 5. 町立体育館所在地

愛川町中津1409番地（案内図は裏面）

## 案内図



## 写真

